函館市通所型サービス・活動Ｃの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める要綱

目次

第１章　総則（第１条～第５条）
第２章　指定事業者による通所型サービス・活動Ｃの事業
第１節　基本方針（第６条）
第２節　人員に関する基準（第７条・第８条）
第３節　設備に関する基準（第９条）
第４節　運営に関する基準（第１０条～第３９条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条～第４３条）
第３章　雑則（第４４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は，介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５の５第１項（法第１１５条の４５の６において準用する場合を含む。）の規定に基づき，指定事業者による第１号通所事業のうち，通所型サービス・活動Ｃの事業の人員，設備および運営ならびに指定事業者による通所型サービス・活動Ｃの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに指定事業者の指定に関する要件を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は，次項に定めるもののほか，法の例の例による。

２　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所型サービス・活動Ｃ第１号通所事業のうち介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１４０条の６３の６第１号ハに規定する第１号事業に係る基準として，当該第１号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスをいう。

(2) 指定事業者　法第１１５条の４５の３第１項に規定する市長が指定する者をいう。

(3) 基準該当状態　施行規則第１４０条の６２の４第２項に規定する厚生労働省が定める基準に該当する心身の状態をいう。

(4) 第１号事業支給費　法第１１５条の４５の３第１項に規定する第１号事業に要した費用をいう。

(5) 第１号事業支給費の額　法第１１５条の４５の３第２項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額をいう。

(6) 法定代理受領サービス　法第１１５条の４５の３第３項の規定により第１号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる場合の当該第１号事業支給費に係る指定事業者による通所型サービス・活動Ｃをいう。

（指定事業者による通所型サービス・活動Ｃの事業の一般原則）

第３条　指定事業者は，利用者の意思および人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市，他の指定事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　指定事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃを提供するに当たっては，法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（指定事業者の指定に関する要件）

第４条　指定事業者の指定に関する要件は，法人とする。

（指定の更新）

第５条　指定事業者の指定は，６年ごとにその更新を受けなければ，その期間の経過によって，その効力を失う。

第２章　指定事業者による通所型サービス・活動Ｃの事業

第１節　基本方針

第６条　指定事業者による通所型サービス・活動Ｃの事業は，居宅要支援被保険者等に対して，その心身の状況，置かれている環境等に応じて，通所の方法により，３月から６月までの期間に，保健・医療の専門職が，運動器の機能向上のプログラムまたは口腔機能向上のプログラム（以下「プログラム」という。）を実施することによって，要介護状態となることの予防または要支援状態の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。

２　通所型サービス・活動Ｃの事業は，居宅要支援被保険者等に対し，その心身の状況，置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに，利用者自らが介護予防に資する取組み（以下「セルフケア」という。）の動機付け等を行うことによって，居宅要支援被保険者等が，サービスの終了後においても，継続的に生活機能を維持していくことを目指して行わなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第７条　通所型サービス・活動Ｃの事業を行う指定事業者が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービス・活動Ｃ事業所」という。）および当該通所型サービス・活動Ｃ事業所が実施するプログラムごとに置くべき従業者（以下この節から第５節までにおいて「通所型サービス・活動Ｃ従業者」

という。)およびその員数は，別表のとおりとする。

２　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの単位ごとに，別表に定める従業者を，常時１人以上当該通所型サービス・活動Ｃに従事させなければならない。

３　前項の通所型サービス・活動Ｃの単位とは，通所型サービス・活動Ｃであってその提供が同時に１または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

（管理者）

第８条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，通所型サービス・活動Ｃ事業所の管理上支障がない場合は，当該通所型サービス・活動Ｃ事業所の他の職務に従事し，または他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第９条　通所型サービス・活動Ｃ事業所は，機能訓練室，静養室，相談室および事務室を有するほか，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備ならびに通所型サービス・活動Ｃの提供に必要なその他の設備および備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する設備の基準は，次のとおりとする。

(1) 機能訓練室　機能訓練室は，３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に規定する設備は，専ら通所型サービス・活動Ｃの用に供するものでなければならない。ただし，利用者に対する通所型サービス・活動Ｃの提供に支障がない場合は，この限りでない。

４　前項ただし書の場合（指定事業者が第１項に掲げる設備を利用し，夜間および深夜に通所型サービス・活動Ｃ以外のサービスを提供する場合

に限る）には，当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第10条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者またはその家族に対し，第２６条に規定する重要事項に関する規程の概要，通所型サービス・活動Ｃ従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定事業者は，利用申込者またはその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第５項で定めるところにより，当該利用申込者またはその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定事業者は，当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア　指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し，当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては，指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第44条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は，利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは，指定事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定事業者は，第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者またはその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し，文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第２項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定事業者は，当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，当該利用申込者またはその家族に対し，第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし，当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は，この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第11条　指定事業者は，正当な理由なく通所型サービス・活動Ｃの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第12条　指定事業者は，当該通所型サービス・活動Ｃ事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な通所型サービス・

活動Ｃを提供することが困難であると認めた場合は，当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡，適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第13条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要支援認定または基準該当状態の判断の有無および有効期間を確かめるものとする。

２　指定事業者は，前項の被保険者証に，法第１１５条の３第２項の定する認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮して，通所型サービス・活動Ｃを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請等に係る援助）

第14条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの提供の開始に際し，要支援認定または基準該当状態の判断を受けていない利用申込者については，要支援認定の申請または基準該当状態の判断（以下「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し，要支援認定の申請等が行われていない場合は，当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定事業者は，介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合であって必要と認めるときは，要支援認定の更新の申請にあっては，遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前に，基準該当状態の判断の更新の手続きにあっては，遅くとも当該利用者が受けている基準該当状態の判断の有効期間が終了する前日にはなされるよう，必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第15条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの提供に当たっては，利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）

第３０条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センターとの連携）

第16条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃを提供するに当たっては，地域包括支援センターその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの提供の終了に際しては，利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに，当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第１号事業支給費の支給を受けるための援助）

第17条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの提供の開始に際し，当該利用申込者またはその家族に対し，介護予防サービス計画または第１号介護予防支援事業において利用者ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ること等により，第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること，地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）

第18条　指定事業者は，介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は，当該介護予防サービス・支援計画に沿った通所型サービス・活動Ｃを提供しなければならない。

（介護予防サービス・支援計画等の変更の援助）

第19条　指定事業者は，利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は，当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第20条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃを提供した際には，当該通所型サービス・活動Ｃの提供日および内容，当該通所型サービス・活動Ｃについて法第１１５条の４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を，利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃを提供した際には，提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに，利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第21条　指定事業者は，法定代理受領サービスに該当する通所型サービス・活動Ｃを提供した際には，その利用者から利用料の一部として，当該通所型サービス・活動Ｃに係る第１号事業支給費用基準額の提供に要した額から当該指定事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定事業者は，法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス・活動Ｃを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と，通所型サービス・活動Ｃに係る第１号事業支給費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定事業者は，前２項の支払を受ける額のほか，次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか，通所型サービス・活動Ｃの提供において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　指定事業者は，第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者またはその家族に対し，当該サービスの内容および費用について説明を行い，利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第22条　指定事業者は，法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス・活動Ｃに係る利用料の支払を受けた場合は，提供した通所型サービス・活動Ｃの内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第23条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに通所型サービス・活動Ｃの利用に関する指示に従わないことにより，要支援状態または基準該当状態の程度を増進させたと認められるときまたは要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第１号事業費の支給を受け，または受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第24条　通所型サービス・活動Ｃ従業者は，現に通所型サービス・活動Ｃの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第25条　通所型サービス・活動Ｃ事業所の管理者は，通所型サービス・活動Ｃ従業者の管理および通所型サービス・活動Ｃの利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　通所型サービス・活動Ｃ事業所の管理者は，当該通所型サービス・活動Ｃ従業者にこの節および次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第26条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的および運営の方針
(2) 従業者の職種，員数および職務の内容
(3) 営業日および営業時間
(4) 通所型サービス・活動Ｃの利用定員
(5) 通所型サービス・活動Ｃの内容および利用料その他の費用の額
(6) 通常の事業の実施地域
(7) サービス利用に当たっての留意事項
(8) 緊急時等における対応方法
(9) 非常災害対策
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
(11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第27条　指定事業者は，利用者に対し適切な通所型サービス・活動Ｃを提供できるよう，通所型サービス・活動Ｃ事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ事業所ごとに，当該通所型サービス・活動Ｃの従業者によって通所型サービス・活動Ｃを提供しなければならな　い。

ただし，利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

３　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定事業者は，適切な通所型サービス・活動Ｃの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス・活動Ｃ従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第27条の２　指定事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する通所型サービス・活動Ｃの提供を継続的に実施するための，および

非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第28条　指定事業者は，利用定員を超えて通所型サービス・活動Ｃ事業所の提供を行ってはならない。ただし，災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

（非常災害対策）

第29条　指定事業者は，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定事業者は，前項に規定する訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

３　第１項の規定により講ずる非常災害に係る対策には，地域の特性に応じて，地震，津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

（衛生管理等）

第30条　指定事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備または飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，または衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定事業者は，当該通所型サービス・活動Ｃ事業所において感染症が発生し，またはまん延しないように，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所型サービス・活動Ｃ事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報

通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに，その結果について，通所型サービス・活動Ｃ従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所型サービス・活動Ｃ事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所型サービスＣ事業所において，通所型サービス・活動Ｃ従業者に対し感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第31条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ事業所の見やすい場所に，第２６条に規定する重要事項に関する規程の概要，通所型サービス・活動Ｃ従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２　指定事業者は，重要事項を記載した書面を当該通所型サービス・活動Ｃ事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，前項の規定による掲示に代えることができる。

３　指定事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第32条　通所型サービス・活動Ｃ従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

３　指定事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第33条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ事業所について広告をする場合においては，その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

（地域包括支援センターに対する利益供与の禁止）

第34条　指定事業者は，地域包括支援センターまたはその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第35条　指定事業者は，提供した通所型サービス・活動Ｃに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定事業者は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（地域との連携等）

第36条　指定事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

２　指定事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した通所型サービス・活動Ｃに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

３　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービス・活動Ｃを提供する場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービス・活動Ｃの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第37条　指定事業者は，利用者に対する通所型サービス・活動Ｃの提供により事故が発生した場合は，市，当該利用者の家族，当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。

２　指定事業者は，前項の事故の状況および事故に際してとった処置につい

て記録しなければならない。

３　指定事業者は，利用者に対する通所型サービス・活動Ｃの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　指定事業者は，第９条第４項の通所型サービス・活動Ｃ以外のサービスの提供により事故が発生した場合は，第１項および第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（虐待の防止）

第37条の２　指定事業者は，虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所型サービス・活動Ｃ事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について通所型サービス・活動Ｃ従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所型サービスＣ事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所型サービスＣ事業所において，通所型サービス・活動Ｃ従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第38条　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃ事業所ごとに経理を区分するとともに，通所型サービス・活動Ｃの事業の会計とその他の事業の会計を区分　しなければならない。

（記録の整備）

第39条　指定事業者は，従業者，設備，備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定事業者は，利用者に対する通所型サービス・活動Ｃの提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1) プログラムごとに作成する第１号通所事業計画

(2) 第２０条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第４１条第９号の規定による身体的拘束等の態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第２３条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第３５条第２項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第３７条第２項の規定による事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（通所型サービス・活動Ｃの基本取扱方針）

第40条　通所型サービス・活動Ｃは，利用者の介護予防に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われなければならない。

２　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの提供に当たり，単に利用者の運動器の機能の向上または口腔機能の向上のみに着目した改善等を目的とするものではなく，当該心身機能の改善等を通じて，利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

３　指定事業者は，利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

４　指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃの提供に当たり，利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により，利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（通所型サービス・活動Ｃの具体的取扱方針）

第41条　通所型サービス・活動Ｃの方針は，第６条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所型サービス・活動Ｃは，プログラムごとに，別表に定める期間・

内容等に沿って，実施しなければならない。

(2) 通所型サービス・活動Ｃの提供に当たっては，主治の医師または歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により，利用者の心身の状況，その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(3) 通所型サービス・活動Ｃ事業所の管理者は，前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて，通所型サービス・活動Ｃの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容，サービスの提供を行う期間等を記載した第１号通所事業計画を作成するものとする。

(4) 第１号通所事業計画は，既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は，当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(5) 通所型サービス・活動Ｃ事業所の管理者は，第１号通所事業計画の作成に当たっては，その内容について利用者またはその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

(6) 通所型サービス・活動Ｃ事業所の管理者は，第１号通所事業計画を作成した際には，当該第１号通所事業計画を利用者に交付しなければならない。

(7) 通所型サービス・活動Ｃの提供に当たっては，第１号通所事業計画に基づき，利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(8) 通所型サービス・活動Ｃの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者またはその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。

(9) 通所型サービス・活動Ｃの提供に当たっては，当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(10) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(11) 通所型サービス・活動Ｃの提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(12) 通所型サービス・活動Ｃの管理者は，第１号通所事業計画に基づくサービスの提供の開始時から，少なくとも１月に１回は，当該第１号通所事業計画に係る利用者の状態，当該利用者に対するサービスの提供状況等について，当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに，当該第１号通所事業計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(13) 通所型サービス・活動Ｃ事業所の管理者は，モニタリングの結果を記録し，当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

(14) 通所型サービス・活動Ｃ事業所の管理者は，モニタリングの結果を踏まえ，必要に応じて第１号通所事業計画の変更を行うものとする。

(15) 第１号から第１３号までの規定は，前号に規定する第１号通所事業計画の変更について準用する。

（通所型サービス・活動Ｃの提供に当たっての留意点）

第42条　通所型サービス・活動Ｃの提供に当たっては，介護予防の効果を最大限高める観点から，次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定事業者は，サービスの提供に当たり，介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準省令第３０条第７号に規定するアセスメントをいう。）または第１号介護予防支援事業におけるアセスメントにおいて把握された課題，通所型サービス・活動Ｃの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ，効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定事業者は，通所型サービス・活動Ｃを提供するに当たっては，国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

(3) 指定事業者は，サービスの提供に当たり，利用者が虚弱な高齢者であ

ることに十分に配慮し，利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに，次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて，利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第43条　指定事業者は，サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え，緊急時マニュアル等を作成し，その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに，速やかに主治の医師への連絡を行えるよう，緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定事業者は，サービスの提供に当たり，転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

３　指定事業者は，サービスの提供に当たり，事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに，無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

４　指定事業者は，サービスの提供を行っているときにおいても，利用者の体調の変化に常に気を配り，病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には，速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第44条　指定事業者および通所型サービス・活動Ｃの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この要綱の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第１０条および次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　指定事業者および通所型サービス・活動Ｃの提供に当たる者は，交付，

説明，同意，承諾，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この要綱の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附　則

（施行期日）

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第２条　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間，改正後の第３条第３項および第３７条の２の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるように努めなければ」とし，改正後の第２６条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定に係る経過措置）

第３条　施行日から令和６年３月３１日までの間，改正後の第２７条の２の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第４条　施行日から令和６年３月３１日までの間，改正後の第３０条の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ず

るよう努めなければ」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第２条　この要綱の施行の日から令和７年３月３１日までの間，第３１条第３項の規定の適用については，これらの規定中「指定事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とする。

附　則

（施行期日）

この要綱は，令和７年８月１日から施行する。

別表（第７条・第４１条関係）

プログラムごとの実施内容等

(1)運動器の機能向上のプログラム

項　目	説　明
プログラム概要	骨折予防および膝痛・腰痛予防や痛みの改善など，加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から，ストレッチ，有酸素運動，簡易な器具を用いた運動等を行う。
従業者１	アセスメント，第１号通所事業計画の作成，従業者２と協働して機能訓練等を行う者 【配置数】１以上 【要　件】看護師，准看護師，保健師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，健康運動指導士，一定の実務経験を有するはり師・きゅう師，介護予防運動指導員のいずれかであること
従業者２	従業者１と協働して機能訓練等を行う者 【配置数】当該通所型サービス・活動Ｃを提供している時間帯に従事者２が勤務している時間数の合計数を，当該通所型サービス・活動Ｃを提供している時間数で除した数が，利用者が１５人までの場合にあっては１以上，利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を１５で除して得た数に１を加えた数以上
期　間	３月から６月 ※サービス実施期間終了後，当該利用者に再度サービスを実施する場合は，６月以上の期間を置くものとする。
回数・時間	週１回，１回あたり１時間または２時間

内　容	以下の①～④に従って実施する。 ①従業者１による事前アセスメント 従業者１は，プログラム開始前に，対象者の身体機能の状態や，それを踏まえたプログラムの実施に係る危険性等について把握し，評価する。 ②第１号通所事業計画書の作成 従業者１は，アセスメントの結果を踏まえ，利用者ごとのプログラム内容，実施期間，実施回数等を記載した第１号通所事業計画書を作成する。その際，最長２月ごとに目標を定め，利用者の状況に応じて過度の負担がかからないようにプログラムを設定する。 ③プログラムの実施 従業者１または従業者２は，第１号通所事業計画書に基づき，ストレッチや有酸素運動等を実施する。なお，１日のプログラムの中に，セルフケアのための学習時間を入れること。 ④従業者１による事後アセスメント 従業者１は，サービス実施期間終了時に，目標の達成度，身体機能等を評価する。また，利用者が継続して運動を行うことができるよう配慮する。
留意事項	・プログラムの実施および評価に当たっては，「介護予防マニュアル改訂版（厚生労働省　平成２４年３月版）」等の文献・資料等を参考とすること。

(2) 口腔機能向上のプログラム

項　目	説　明
プログラム概要	高齢者の口腔内の清潔維持や摂食・嚥下機能の低下を予防する観点から，口腔機能向上のための教育，口腔清掃の自立支援，摂食・嚥下機能訓練の指導等を実施する。
従業者１	アセスメント，プログラム作成，従業者２と協働して機能訓練等を行う者 【配置数】１以上 【要　件】歯科衛生士，看護師，准看護師，保健師，言語聴覚士のいずれかであること
従業者２	従業者１と協働して機能訓練等を行う者 【配置数】当該通所型サービス・活動Ｃを提供している時間帯に従事者２が勤務している時間数の合計数を，当該通所型サービス・活動Ｃを提供している時間数で除した数が，利用者が１５人までの場合にあっては１以上，利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を１５で除して得た数に１を加えた数以上
期　間	３月から６月 ※サービス実施期間終了後，当該利用者に再度サービスを実施する場合は，１２月以上の期間を置くものとする。
回数・時間	月１回または２回（週１回が上限），１回あたり１時間
内　容	以下の①～④に従って実施する。 ①従業者１による事前アセスメント 従業者１は，プログラム開始前に，対象者の口腔機能の状態を把握し，評価する。 ②第１号通所事業計画書の作成

	従業者１は，アセスメントの結果を踏まえ，利用者ごとのプログラム内容，実施期間，実施回数等を記載した第１号通所事業計画書を作成する。 ③プログラムの実施 従業者１または従業者２は，第１号通所事業計画書に基づき，口腔清掃の指導，摂食・嚥下機能訓練の指導等を実施する。なお，１日のプログラムの中に，セルフケアのための学習時間を入れること。 ④従業者１による事後アセスメント 従業者１は，サービス実施期間終了時に，目標の達成度，口腔機能の状態等を評価する。また，利用者が継続して口腔機能を維持・向上できるよう配慮する。
留意事項	・プログラムの実施および評価に当たっては，「介護予防マニュアル改訂版（厚生労働省　平成２４年３月版）」等の文献・資料等を参考とすること。